

第2章 分限・懲戒

○ 美幌・津別広域事務組合職員の分限に関する条例

〔平成3年3月7日〕
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の手續き及び効果に関し規定する事を目的とする。

(組合構成町条例の準用)

第2条 この条例の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年美幌町条例第33号）、津別消防署職員は、津別町職員の分限についての手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第12号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(関連条例の廃止)

2 美幌・津別消防事務組合職員の分限に関する手續き及び効果に関する条例（昭和53年条例第9号）は、廃止する。